

府内の市議会初！オンラインで一般質問が可能に

育児、看護などの理由による場合を含め本会議を欠席する場合を想定

枚方市議会は、3月28日の本会議で、議員が市議会の本会議に欠席する場合に、オンラインによる一般質問の実施を可能とするため、会議規則の改正議案を可決した。

枚方市議会では、令和4年3月に、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者になった場合や大規模災害などの事由に加え、育児、看護、介護等を含め参集できない場合にオンラインで委員会に出席することを可能とする委員会条例等の改正を行ったところだが、今回の改正では、こうしたやむを得ない事由のために本会議を欠席する場合、本人が希望すれば、オンラインを活用した手法により一般質問を実施することができるように環境整備を行ったものである。

★議会は、令和4年度以降、委員会等への出席について、オンラインによることを可能とするなど、時代に即した環境整備を進めてきた。

一方で、本会議については、地方自治法上、オンライン出席は認められていないが、令和5年2月の総務省通知において、「一般質問については、出席が困難な事情により議場にいない欠席議員がオンラインで質問することは差し支えない」との見解が示された。

今回の改正は、同通知の見解も踏まえ、議会内部の検討組織である議会改革懇話会で議論を重ねられ、実施に向けて取りまとめられたものであり、やむを得ない事由で本会議を欠席する場合に、オンラインによる一般質問の実施を可能とするよう、必要な事項を定めるもの。

★オンラインによる一般質問を可能とする環境整備については、府内の市議会では本市が初となり、令和6年6月定例会月議会から対応予定。

<お問い合わせ>

市議会事務局議事調査課☎：072-841-1528（直通）／FAX：072-841-0240